

社会福祉法人愛生会 評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛生会の評議員の報酬等について定めるものである。

(評議委員会の出席報酬等)

第2条 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

報 酬 (日額)

評議員委員会出席報酬	5,000円
------------	--------

費用弁償 (日額)

区分	宮崎県内	宮崎県外 九州管内	九州以外
交通費	2,000円	10,000円	50,000円

区分	1泊につき
宿泊料	10,000円

- 2 遠方の場合に限り宿泊を要する時のみに宿泊料は支給する。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第3条 評議委員が法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

報 酬 (日額)

出張時報酬	5,000円
-------	--------

費用弁償（日額）

区分	宮崎県内	宮崎県外 九州管内	九州以外
交通費	2,000円	10,000円	50,000円

区分	1泊につき
宿泊料	10,000円

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増減額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。